

令和 5 年 第 2 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 5 年 2 月 10 日（金）

午後 2 時 03 分から午後 2 時 32 分

場所：宇城市役所新館 1 階 第 2 会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	正垣 安博	2 番	田口 昭也	3 番	中山 秀光
4 番	坂下 憲明	5 番	欠	6 番	本郷 幸弘
7 番	本崎 弘	8 番	山田 哲郎	9 番	川村 良行
10 番	坂本 節子	11 番	吉田 次一	12 番	欠
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	中林 則文
村嶋 政弘	早川 一伸	中塘 万格人
欠	河野 公明	田中 起代登
上村 君博	森田 良光	西村 誠一
百家 美代子	小路 正美	欠
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員

澤村 輝彦

城塚 正

農地利用最適化推進委員

村田 彰

野田 眞語

○事務局出席者：（事務局長）岩竹 泰治 （審議員）園田 弥生 （主任主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後 2 時 03 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第 6 議案第 8 号 空き家に付随した農地の指定申請について

開 会 (午後 2 時 03 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 5 年第 2 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は農業委員総数 13 名中 11 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして中山会長がご挨拶申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。
1 月の 10 年に 1 度の寒波は、柑橘を栽培している私にとってミカンが上がりするのではないかと心配しましたが、どうにか被害はなく出荷できそうなので、安心しているところです。
また、新型コロナウイルスで推進委員の皆様には、度々ご迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げます。今、マスク着用について議論されていますが、しばらくの間はマスク着用をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。
それでは審議に入りたいと思います。

議 長 これより令和 5 年第 2 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。
日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は会議規則第 15 条第 2 項の規定により、4 番 坂下委員、6 番 本郷委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題としお諮りいたします。
本総会の会期は本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は本日 1 日に決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 5 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和 5 年 2 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により意見を決定するため審議を求める。

議 長 それでは各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長 申請番号 1 番は、 1 番 正垣委員より
申請番号 2 番は、 三角 3 高田委員より
申請番号 3 番及び 4 番は、 三角 2 上村祐二委員より
申請番号 5 番は、 4 番 坂下委員より
申請番号 6 番は、 松橋 1 中塘委員より
申請番号 7 番及び 8 番は、 松橋 4 田中委員より
申請番号 9 番は、 10 番 坂本委員より
それぞれ説明を求めます。

正垣委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は空き家に付随する農地の取得でございます。譲受人は現在、〇〇の仕事をされていて〇〇の借家にお住まいです。今回、当該農地を取得して、妹が〇〇市で農業を営んでいるとのことで、妹に倣い野菜を栽培したいということです。何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

高田推進委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人はミカン農家ではありますが今後、野菜も作りたいとのことでの売買になります。農業機械、農業施設等も十分でありまして、何ら支障はないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

上村祐二推進委員 申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は空き家に付随する農地の取得です。譲受人は〇〇市にお住いですが、〇〇の社長の知り合いで今回の家屋と農地取得になりました。奥さんとこちらに来られてジャガイモ等を作るとのことです。面積も狭小でありますので周辺農地にも支障はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

続きまして申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は親戚同士の贈与です。譲渡人は〇〇の出身でありまして、現在は〇〇に勤務しておられます。土地を所有していても管理ができないということで、今回の贈与になりました。譲受人は家族数、農業機械の所有状況から問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

坂下委員 申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人は長年この畑を管理しております。今回、譲渡人から相談があり今回の売買になりました。何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

中塘推進委員 申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲渡人は離農するということで、譲受人に相談したところ売買が成立したということです。ご審議よろしくをお願いします。

田中推進委員 申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人はこの土地を長年借りて作物を作っておりますので、譲渡人が譲る準備ができたということで今回の売買になりました。何ら問題はないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

続きまして申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。こちらも問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

坂本委員 申請番号 9 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人が畜産農家で現在、〇〇で飼料を作っております。ここでは飼料を作るということです。何ら問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただ今申請番号 1 番から 9 番につきまして、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立をして発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 5 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 5 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し議題といたします。
議案第 6 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 5 年 2 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のAの規定により意見を決定するため審議を求める。

議 長 それでは各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長 申請番号1番及び2番は、 7番 本崎委員より
申請番号3番は、 8番 山田委員より
申請番号4番は、 松橋5 上村君博委員より
それぞれ説明を求めます。

本崎委員 申請番号1番と2番は譲受人が同一人でありますので、合わせて説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は駐車場の建設です。場所は資料を見ていただければわかりますが、〇〇という所で〇〇と〇〇から入った県道になります。道路の右側が申請者の会社でありまして、駐車場が不足してきたということで今回の申請になりました。周辺は開発が進んできています。排水同意・隣接同意も付いております。何ら問題はないかと思います。ご審議よろしく申し上げます。

山田委員 申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は宅地分譲地10区画の造成です。場所は〇〇の北側で〇〇公園の近くになります。排水同意・隣接同意も取られておりまして、何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

上村君博推進委員 申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は太陽光発電の設置です。申請者は〇〇の〇〇メーカーです。場所は資料を見ていただくとわかりますが、〇〇のすぐ北側になります。地目は畑で荒れた状態になっていましたが、現在は木を伐採されています。排水同意は取れており隣接農地はありません。問題はないかと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局より案件につきまして、農地転用許可の検討事項についての説明をお願いいたします。

事務局 それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番、2番及び4番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断され

ますので転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番は都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので転用は可能であると思われます。

議 長 ただ今申請番号 1 番から 4 番につきまして説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。
 （ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 6 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
 （ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 6 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 7 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
 議案第 7 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 7 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

 次のとおり農用地利用集積計画案について審議を求める。

 令和 5 年 2 月 10 日 提出 宇城市農業委員会 会長 中山 秀光

 基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により農地利利用集積計画案を決定するため審議を求める。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

 それでは議案の 55 ページから 57 ページの所有権移転の申請番号 401 番から 405 番につきまして、事務局より説明を求めます。

事務局 今月は、農業公社買い入れが 2 件、農業公社売り渡しが 3 件です。地目は 5

件全て田で面積は 25,070 m²です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

それでは、各案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第 7 号につきまして、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 7 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 6、議案第 8 号「空き家に付随した農地の指定申請について」を上程し、議題といたします。議案第 8 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局

議案第 8 号、「空き家に付随した農地の指定申請について」

空き家に付随した農地の指定申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

宇城市登録録空き家に付随する農地の別段の面積の取扱基準第 4 条第 1 項の規定により、農業委員会の議決が必要である。

続きまして、詳細について説明します。

空き家に付随した農地指定申請書が提出されましたので、本総会で承認を経て公示する必要があるため皆様にお諮りするものです。

申請番号 1 番につきましては、畑が 1 筆で面積は 745 m²です。空き家の所在地は記載のとおりで、空き家バンクの登録日は令和 5 年 1 月 18 日です。

総会資料 8 ページの「空き家に付随した農地の指定」申請番号 1 番をご覧ください。申請地は〇〇地区の現地検討会で確認されており、空き家に隣接し除草等を行えば耕作できる状況にあり指定は可能であると思われます。

次に申請番号 2 番についてですが、こちらも畑が 1 筆で面積は 474 m²となっています。空き家の所在地は記載のとおりです。空き家の登録日は令和 4 年 12 月 21 日となっています。総会資料 10 ページの空き家に付随した農地指定の申請番号 2 番をご覧ください。申請地につきましては、〇〇地区の現地検討会で確認をされており空き家に隣接し除草等を行えば耕作できる状況にあり、指定

は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今事務局より説明がありましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立して発言をお願いします。

議 長 何か質問はありませんか。
（ 意見なし ）

議 長 意見もないようですので議案第 8 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。
（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 8 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に「農地形状変更届」につきまして、事務局より報告をお願いいたします。事務局。

事務局 60 ページの「農地形状変更届」につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告させていただきたいと思えます。

議 長 これは報告案件ですので了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 5 年第 2 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 （午後 2 時 32 分）職務代理者の号令による、起立、礼。